

# 文化資料(閲覧・撮影・掲載・放映・借用)申請書

令和 年 月 日

舞鶴市長 様

申請者 住所

機関

氏名

(電話 )

下記のとおり資料の(閲覧・撮影・掲載・放映・借用)を申請します。  
なお、実施にあたっては、許可書に記載の条件を遵守します。

資料名 (分類番号等)	
利用目的	
閲覧・撮影・ 借用の方法	
閲覧・撮影・ 借用希望日時	
出版物等へ利用の場合 ① 出版物等の名称 ② 著 作 者 ③ 発行年月日 令和 年 月 日 ④ 定 価 ⑤ 発行部数	

備考 1 閲覧・撮影・掲載・放映・借用を許可する際、次の条件等が付されます。

- ① 撮影・借用等によって得られた複製物について、上記の目的又は方法以外の利用ならびに転貸の禁止。
- ② 閲覧・撮影・借用によって資料を損傷したときは、資料の修復及び再製等に要する経費を負担すること。
- ③ 著作権法上の問題が生じた場合は、すべて申請者がその責を負うこと。
- ④ 寄託品の借用については、所蔵者の承諾書を添付すること。

2 出版物及びTV放映等への利用を許可する際、次の条件が付されます。

- ① 利用に際しては、舞鶴市の所蔵であること（寄託品の場合は所蔵者）を明示すること。
- ② 出版等に利用した場合には、当該出版物等を添えて報告すること。